

ながの 社会福祉士会 NEWS

第153号
2016.3.1

■発行：一般社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：三村仁志 ■発行部数：2,200部
 ■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F
 TEL：026(266)0294 FAX：026(266)0339 E-mail：info@nacsw.jp http://nacsw.jp/ ■編集：広報編集委員会

目次	平成28年1月15日に会長声明を発信 …………… 1	おら地区のニュース&年男・年女今年の抱負 … 6～7
	委員会紹介～福祉活動委員会～ …………… 3	信州ぐるっと!! …………… 8
	フォーラム 障害者権利条約ってなんだ!? … 4	平成28年度基礎研修Ⅱ・Ⅲ 受講者募集!! …… 8
	重症心身障がい児・者シンポジウム 開催 …… 5	今後の予定・編集後記 …………… 8

平成28年1月15日に会長声明を発信

「障がい者・高齢者の虐待防止と虐待を見逃さない地域づくりについて」

長野県社会福祉士会は、会長声明を発信し、長野県知事に対して要望書を提出しました。
 ※声明及び要望書は、本会ホームページ (<http://nacsw.jp/>) にてご確認ください。

Q 経緯は？

A 平成27年11月に鹿児島県・埼玉県で虐待防止法に基づく通報者が施設側から『名誉毀損等で訴訟』との報道があり、日本社会福祉士会は会長声明を発信し、厚生労働省に要望書を提出しました。これらの動きを受け、本会では虐待対応委員会からの提案により、理事会で方針を協議し、次のことを決定、実施しました。

- ① 平成28年1月15日
会長声明を発信
- ② 平成28年1月18日
要望書を県知事宛に提出

Q 意図は？

A 人々の尊厳を尊重し、安心・安全な場所とともに暮らす社会の実現に努めることを倫理綱領で定めた専門職団体として、虐待は極めて重大な権利侵害であり、次の点を問題とし、声明及び要望書にしました。

- ・虐待防止法の趣旨は、高齢者や障がい者の権利擁護と養護者（従事者）を支援すること。
- ・通報者を提訴し、通報を萎縮させることは、虐待防止法の趣旨に反する行為であること。
- ・虐待は、施設や家庭などの閉ざされた中で生じるもので、通報を妨げることは許されない。

Q 具体的内容は？

A 主な内容は4点です。

- ・施設従事者等に対する通報の促進について
⇒ 通報者に対する不利益扱いの禁止
- ・虐待を発生させない施設運営について
⇒ 研修の実施、地域に開かれた施設運営
- ・関係する市町村間の連携について
⇒ 居所又は住所地、双方の市町村間の連携
- ・市町村等の虐待対応における専門職の活用について
⇒ 専門職チームの周知と活用促進



- ・訴訟の制限はできないが、法律の趣旨を施設管理者等に周知していく。
- ・開かれた施設運営は重要。市町村に専門職チームの啓発を促していく。
- ・対応するのは居所の市町村か、住所地（保険者、給付決定）の市町村か、という課題がある中で、保険者責任等を県としても市町村に働きかけていく。
- ・県としても専門職チームの周知等をしているが、引き続き市町村に活用を促していく。

虐待対応状況

全国的に相談・通報、虐待認定件数が増加傾向に！

障がい者虐待 (平成26年度)	◆ 全 国 ◆	
	養 護 者	施設従事者等
相談・通報件数	4,458件	1,746件
虐待認定件数	1,666件	311件

◆ 長 野 県 内 ◆	
養 護 者	施設従事者等
58件	37件
35件	6件

※全国の数値は厚生労働省ホームページより引用。長野県の数値は長野県ホームページより引用。

- 全国のうち、施設従事者等による虐待の相談・通報は、本人が23.7%、家族や親族が14.8%、当該施設従事者が13.6%、相談支援専門員・障害者福祉施設従事者が11.6%、管理者が8.6%。

高齢者虐待 (平成26年度)	◆ 全 国 ◆	
	養 護 者	施設従事者等
相談・通報件数	25,791件	1,120件
虐待認定件数	15,739件	300件

◆ 長 野 県 内 ◆	
養 護 者	福祉施設従事者等
565件	18件
351件	5件

※全国の数値は厚生労働省ホームページより引用。長野県の数値は長野県ホームページより引用。

- 全国のうち、施設従事者等による虐待の相談・通報は、本人が2.1%、家族や親族が18.9%、施設従事者・元従事者が47.2%、介護支援専門員が4.3%。

従事者（職員）からの虐待通報を抑制することは、虐待の発見ができず、権利が侵害された状況に高齢者や障がい者が置かれていることを意味します。

虐待に係る訴訟

市町村を相手にした訴訟も起きています！

◆平成27年1月（国家賠償事件）

「高齢者虐待防止法に基づき一時保護措置等をしたことに対して、自治体職員が緊急性の判断を誤る等の違法・過失があったとした国賠請求」

◆平成26年7月（国家賠償事件）

「虐待防止法により、身体的虐待から保護するため入所措置及び面会禁止をしたことが違法であるとして行政に対して国賠訴訟」

◆その他にも、市町村が実施した保護や支援について、養護者等から「人身保護請求」が行われる事案や情報公開請求等がなされるなど、市町村では組織的に、適正な虐待対応を行うことが求められています。

専門職チームに登録する社会福祉士に寄せられた相談事案（一例）

（事例1）施設から市町村に「施設の入所費用を家族が搾取している」と相談したが市民の問題として対応してもらえない。

（解 説）従来は、施設利用料が未払いになっても、行政が介入ができず、退所を求められたり、在宅介護ではヘルパーやデイサービスなど必要なサービスが提供できない等の状況が生じていました。

しかし、虐待防止法の施行に伴い、本人の年金等が本人のために使用されていない場合には、経済的虐待等として行政が介入する責務があります。本件は、市町村により適切な対応が図られる必要があります。また、支援の方法として、市町村長申立による成年後見制度の活用も考えられます。一刻も早く事実確認を行い、虐待認定を通じて支援することが必要です。

（事例2）高齢者夫婦の世帯で生活費に困り生活保護の相談。子は知的障がいがあり、施設に入所中で、障害者年金を貯めた預貯金がある。子のお金を使って生活をしてはどうか、と市町村の職員に言われて施設に預貯金を取りに来た。

（解 説）事例1の反対のパターンです。高齢者夫婦の生活費に障がいのある子の預貯金を勝手に使うことは、障害者虐待防止法の経済的虐待に該当します。今後、地域生活に移行したり、医療機関にかかったりなど、本人の生活を維持するためにも大切なお金です。虐待を促す対応が行われないように、市町村間で障害者虐待防止法の理解を進め、勝手に預貯金を引き出して生活しているような状況が見受けられた場合には、虐待の担当部署と連携し、対応することが求められます。

(事例3) 70歳の障がい者。入所中の障害者施設から金銭搾取に遭っている。従事者が市町村に高齢者虐待の疑いがあるとして通報したが、70歳であることから、市町村の窓口で高齢者虐待と障がい者虐待の窓口をたらい回しにされた。しっかり対応してもらえるか心配。

(解説) 障害者虐待防止法の施行により、高齢者虐待防止法の一部が改正されています。65歳以上であっても障がい者サービスを利用している場合は、障害者虐待防止法での対応となります。改めて、市町村内での連携体制を整備するほか、案件によって高齢者虐待担当部署と障害者虐待担当部署とが連携し、どちらの法律で、どのように対応することが最も効果的であるのか、また介入できるのかを検討・協議し、対応することが求められます。改めて、市町村の窓口で虐待の相談・通報を見逃さない体制を整える必要があります。

第一義的責務は市町村に……。

- ・高齢者虐待、障がい者虐待の第一義的責務は市町村にあります。
- ・地域包括支援センターや一部の市町村では、相談・援助の専門職として社会福祉士の採用が進んでいます。
- ・虐待対応において社会福祉士は、保健師や主任介護支援専門員と連携し、行政担当者とともに適切になされるよう専門的視点と技術を持って対応することが求められます。
- ・養護者のみならず、施設従事者等による虐待、障がい者虐待や高齢者虐待にも市町村の組織内において、専門職が連携し、対応する体制整備が不可欠となっています。
- ・社会福祉士会の会員である社会福祉士は、社会情勢の変化とともに虐待問題に限らず、様々な社会問題に視点を置いて、専門的な対応や知識を身に着け、適切な支援を図るため、研修等を重ねています。

長野県社会福祉士会は、長野県弁護士会とも連携し、専門職チームの派遣、市町村等の職員を対象とした虐待対応研修等の開催などを通じて、市町村において高齢者虐待及び障がい者虐待が適切に図られるよう引き続き対応して参ります！



知っていますか？

長野県社会福祉士会の委員会 ～ 福祉活動委員会 ～ 「地区の専門部会へ参加しましょう」

今年度より新たに東北中南信の各地区に、高齢者、障がい児者、児童、地域の4つの専門部会が設置されました。これは、従来の地区活動による横のつながりに加えて、専門分野に対応した縦のつながりも地区で形成しようとする試みです。

日頃の業務で様々な課題を抱えていると思いますが、自分の職場組織の中だけでは展望を見出せないようなこともあると思います。そんな時に、同じ分野で他の職場にいる社会福祉士との情報交換の中で、いろいろなヒントを得ていくことができるとと思います。

また、部会の中でアイデアを出し合って、今必要とされる最新知識に関する学習会を企画することも可能です。あるいは、部会の中で事例検討を積み重ね、問題意識が明確になれば、それを施策提言につなげたり、県全体で行う福祉まるごと学会において報告につなげたりしていくこともできます。

各地区には部会の世話役を務める部会長が位置付けられており、今年度も様々な学習会が行われています。広報誌やホームページ、会員一斉メールなどの情報を取得して、是非ご参加ください。



中信地区 障がい者福祉活動委員会のようす

福祉活動委員会 委員長 内田 宏明

松本市障害者週間イベント フォーラム 障害者権利条約ってなんだ!?

平成27年12月13日、松本市総合社会福祉センターで「障害者権利条約ってなんだ!？」をテーマに、松本市と共催で、障害者週間に合わせてフォーラムを開催しました。講師に赤松英知氏（きょうされん常務理事）と風間敏行氏（山雅後援会専務理事）を迎え、基調講演、特別報告がありました。後半は、パネルディスカッションを行い、障がいの有無に関わらず、当たり前で過ごすことについてそれぞれの立場から提言が行われました。

【基調講演】「権利条約とこれからの地域のありかた」権利条約で何がどうかわるのか？



赤松氏の基調講演

◎障がいのある人の現実

・「差別」という言葉ほどわかりにくい。今、当たり前になっている社会システムは、障がいの無い人に合わせて作られた社会システム。当事者の社会参加を拒むシステムであった。

◎障害者権利条約＝ともに生きる社会、たくさんの人に知ってもらうこと。

・なくすべき差別を判断するために、一定の物差しを作って、ルール化したのが権利条約。合理的配慮については、大きく理解が遅れている。障がいのある人々が社会参加できること。もっと経済活動の中でも進めるべきである。差別の反対は知らないことである。

◎多数派が生きやすい社会から少数派も生きやすい社会にするべき。



【特別報告】山雅後援会 Eco-VAMOSのとりくみ

◎TEAM VAMOS活動

松本山雅のホームゲームで、円滑な運営ができるように支える活動であり、地域とともに発展していくための活動。

◎YELL活動（資源物回収）

◎スタジアムバッグ封入委託事業（障がい者通所施設へ委託）

YELL活動や封入委託事業も、チームとともに事業が拡大してきている。J2に降格したが、支える活動は今後も継続していく。Eco-VAMOSのスタッフは、チームを支える原動力になっている。

【権利条約の理解を深めるパネルディスカッション】

パネリスト：Eco-VAMOSの障がい者スタッフのみなさん、風間敏行氏、赤松英知氏、諏訪元久氏（会員）

- ・好きな選手を応援ができるからVAMOSに入って応援している。（Eco-VAMOSの障がい者スタッフ）
- ・障がいの有無に関わらず活動ができる場面として山雅後援会が作ったのが、YELL事業である。受け入れは就労支援ネットワークまつもとの通所施設から始めた。支えられる立場でなく、支える立場としての活動。（諏訪氏）
- ・Eco-VAMOSのくくりは、障がいがあってもなくても同じ活動ができる。弁当は支給せず、弁当代を全員に支給。バスツアーなど楽しみながら参加し、ネットワークに加入していない方々も参加している。（風間氏）
- ・合理的配慮の視点と他者との平等がある。普段やっていることを、共通言語としてルール化していくこと。支えてくれる人々がいたからこそ、仕事ができる。同じ事業所のスタッフからそれ以外の人たちと関わることができて仕事ができることも合理的配慮の一つ。楽しく自信を持ってできていることが、素晴らしい姿。（赤松氏）



こと。支えてくれる人々がいたからこそ、仕事ができる。同じ事業所のスタッフからそれ以外の人たちと関わることができて仕事ができることも合理的配慮の一つ。楽しく自信を持ってできていることが、素晴らしい姿。（赤松氏）

- ・サポーター、山雅後援会の取り組み。障がいのある者にとってスタートラインに立てるように支援をしていくこと。支援を受けるだけでなく、社会参加する場面 活躍のできる場を用意してもらうことで活躍できる。（諏訪氏）
- ・支える側でなく単なる社会参加でなく、わくわくできる夢のある場を作れたら…。（風間氏）

重症心身障がい児・者シンポジウム 開催

(共催：上伊那圏域地域自立支援協議会 後援：長野県立こども病院)

平成27年12月12日、アイ・パルいなん（駒ヶ根市）で、「地域で暮らし続けるために、必要なこと」をテーマにシンポジウムを開催しました。医療、福祉、行政、教育関係者、当事者家族など約80人が参加し、当事者の願いをふまえ、充実した生活をどう実現し、支えていくかを考えました。

【基調講演】

- 城西病院の重症心身障がい児（者）のレスパイトの取り組みについて
- 支援者の心得：「温故知新」、「家族や本人の自立をどう考えるか」、「コミュニケーションのあり方」



石田修一先生
(城西病院 小児科医長)

【シンポジウム】

「上伊那の現状と課題」

シンポジスト：

- ・上伊那圏域地域自立支援協議会
重心・要医療的ケア部会 松本副部会長
(宅老所かいご家代表)
- ・伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課 田中保健師
- ・重症心身障がいがある子どもを抱えている保護者

《保護者の想い》

- 救急時に対応できるような小児科医師がいる病院があれば、地域で暮らしていける。
- 制度は利用していかないと意味がない。
- 人は助け合って生きていく。(自分の子どもは)人として原点のような子。
- 何もできないのではなく、助けてもらうことができる。助ける側の力をつけていく。

【報告】

「重症心身障がい児者を支える コンダクターチーム」

亀井智泉氏

(長野こども療育推進サークル ゆうテラス)

コンダクターチームは…

多くの事例の支援経験が集積され、重症心身障がい児・者、医療的ケアが必要な方について詳しくなった支援者の集まり。

そのため、先行支援ができる、他職種の専門性を理解している、市町村の枠を超えて地域資源を知っている、地域・圏域の課題の把握、共有をしている、地域の課題解決策を描き行動することができる。

今年度の課題として、各圏域のコンダクターチームの見える化、福祉がわかる医療者、医療がわかる福祉職、特別支援教育への理解を進め「共通の言語」を持つような仕組みづくりに取り組んでいる。



《アンケートより》

- これからも医療技術は進歩していく中で、福祉側の技量ももっともっと求められるかと思うと気の引き締まる思い。いつもきちんと思いを受けとめて、一緒に考えていける支援者でありたい。
- 医療的ケアの実施にふみきるにあたり、石田先生が言われたように、母親が行っているケアを主に教えてもらい、母親にみてもらっている。信頼関係が大切だと常々思う日々。
- 情報交換等させてもらいながら子どもとお母さん、家族の方々が安心して暮らせることを個々に違うニーズをしっかりと受けとめ、自分の役割を精一杯努めていきたいと思う。
- 高齢者とか、障がい者とかの縦割りをやめて、限られた資源の有効活用を図っていく必要がある。

おら地区のニュース&年男・年女今年の抱負

東 信

地区理事からみた
昨年の

3大ニュース

- ① 大橋謙策先生を迎えて地域福祉セミナーを開催（8月23日）
- ② 佐久市、日本版CCRCで高齢者移住受け入れを検討
- ③ 上小地域、大河ドラマ「真田丸」に期待高まる！



理事 岩澤 純 さん

「真田丸」、草刈正雄をはじめ、皆キャラが立っていて面白いですね。今年の本会の総会・まるごと学会は東信地区が担当し、6月4日に上田市の長野大学で開催します。上田城址や旧真田町などの観光も兼ねて、是非お越しく下さい！

東信の年女 嶋 崎 由 香 さん

勤務先：寄稿時：佐久市内の高齢者施設→掲載時は就活中？

血液型：A型

趣味：アロマテラピー

特技：アロマトリートメント 現在セラピスト取得中です

入会年度：平成23年



勤務内容や年女としての一年の抱負など

自分がやりたいと思ったことをやる1年にします。

人との新しいごえん『猿』を結び、たくさんの人とつながる年にしたいです。そして、学び直しの年にします。社会福祉士としても研修などに積極的に参加していきたいです。

やりたいことがたくさん!! 今から楽しみです。

北 信

地区理事からみた
昨年の

3大ニュース

- ① 地区学習会活性化！
- ② 金沢全国大会に北信発バスツアー発行！
- ③ 岐阜県社会福祉士会青年部と合同研修



理事 長峰夏樹 さん

地区活動には何かと試行錯誤がありましたが、今年度は会員・役員から各種企画の提案が相次ぎ、様々な学びの場を開くことができました。

来年度は、災害支援部会を新設、中山間地支援のモデルづくりなど、より地域に貢献する活動を目指します！

北信の年男 熊 本 圭 吾 さん

勤務先：長野保健医療大学

血液型：A型

趣味：天文・日本酒

特技：尺八吹奏

入会年度：平成26年



勤務内容や年男としての一年の抱負など

長野医療技術専門学校から大学となった長野保健医療大学の教員として長野市に参りました。専門は計量心理学的（心理統計）手法の応用で、心理士として高次脳機能障害や認知症、知的障害を持つ方と関わってきましたが、社会福祉士としては駆け出しです。まだ学内業務ばかりなので、研修や勉強会に積極的に参加したいと思っています。

今回の特集は、地区ブロックの理事による「三大ニュース」と、申年にちなんで、年男・年女の会員による「今年の抱負」です!! 皆さんどんな抱負を掲げているのでしょうか、お楽しみ下さい。

中 信

地区理事からみた
昨年の

- 3大ニュース
- ① 安全保障関連法案に関する会長声明「ピラ配り」(会員有志でソーシャルアクション!!)
 - ② 松本市と共催で福祉まるごと学会「権利擁護フォーラム 障害者権利条約ってなんだ!？」を開催。
 - ③ 中信地区障がい福祉分野学習会の定例開催。(自己覚知、ネットワークの場です。)



理事 佐藤哲郎 さん

2015年度は、県社会福祉士会の組織体制も大きく変わりました。機能したこと、反対にうまく機能しない点など生じているように感じています。新年度の目標としては、会員からの声を反映しつつ、会員が主体的に参加できる中信地区に向けて取り組んでまいりたいと思います。

中信の年男

小林 哲 男 さん

勤 務 先：障がい者関係

血 液 型：B型

趣 味：エアロビクス
筋トレ
スノーボード

特 技：カラオケ

入会年度：平成24年



勤務内容や年男としての一年の抱負など

今年是将来の社会資源作りとして医療、教育、福祉の垣根をこえて 成人期の発達障害について自由なテーマで勉強会を開きたいと思っています。

あと私事ですが、今年こそ新たな家族を作りスタートしていきたいです。だいぶ遅くなりましたが、この年になってしまいました。頑張りたいと思います。

南 信

地区理事からみた
昨年の

- 3大ニュース
- ① 総会を豊丘村の「ゆめあるて」で開催!
 - ② 高齢者・障がい者双方の虐待防止研修に参加
 - ③ 障害者差別解消法施行に向けた取り組み実施



理事 勝又小百合さん

すべての方が暮らしやすい地域を目指すために必要な法整備が進んでいます。何よりも権利擁護の視点に立った対応が必要になります。社会福祉士の視点が必要です。重要になってくると思います。会に所属する社会福祉士がより必要な場で協力し合える平成28年にしたいと思います。

南信の年男

宮 下 明 さん

勤 務 先：障害者支援施設
親愛の里松川

血 液 型：B型

趣 味：ウォーキング

好きな言葉：不易流行

入会年度：平成10年



勤務内容や年男としての一年の抱負など

法人業務及び施設運営業務等に関わっています。民間企業から専門外であった福祉分野に転職して33年になりました。私たちの法人は、18人の親御さんが設立した法人です。障がいがあっても、当事者・ご家族が安心でき、将来を見通すことのできる社会資源と地域づくりをキーワードとして取り組んでいます。

今年の抱負：心身の健康づくり

(インターバル速歩1,500キロ/年)

信州ぐるっと！！

～ 県内の特色ある福祉活動を紹介 ～

佐久市 樋沢省吾会員

「保健所と協働し、人とペットと 地域の関係にコミット」

東日本大震災の支援活動中、ペットを連れて避難していた被災者から「ペットは大事な家族」と話を聞いたことがきっかけとなり、個人的活動として、地域で保健所と協働しペットの福祉活動（迷子犬の飼い主探しや犬猫の里親探しの協力等）を行っています。

ある日「大切に飼っていた猫が増えすぎて困っている。猫の世話をしていた家族が病気になり、世話ができなくなり家中が糞尿で足の踏み場がなくなってしまった。どうしたらよいか」という相談を受けました。そこで関係する機関と一緒に相談者の状況を聴き、相談者自身の健康とペットの命を守るための活動を行いました。



災害時のペット同行避難、近隣住民とのトラブル、独居や貧困とペットの問題など、ペットと地域福祉との関係性は、今後ますます大きな課題になると思います。人とペットと地域福祉の間に入り調整することも、社会福祉士の活動に求められるのではないのでしょうか。

掲載希望について>>>

掲載希望者は事務局までお問い合わせください。
(法人・個人の活動、自推・他推は問いません)

平成28年度 基礎研修Ⅱ・Ⅲ 受講者募集！！

平成28年度基礎研修Ⅱ・基礎研修Ⅲの開催が下記の日程で決定しました。

記

【基礎研修Ⅱ】5月7日～1月7日までの9日間

【基礎研修Ⅲ】5月7日～2月11日までの10日間

同封の開催案内をご覧になり、是非お申し込みください。

また、2015年9月より基礎研修の期間延長について変更がなされ、**基礎研修Ⅰ～Ⅲを6年間で修了すれば良い**ように期間延長が緩和されました。基礎研修の受講を開始した年度を基準年度とし、6年以内にⅠ～Ⅲを修了すれば、認証研修としての基礎課程の修了と認められますので、「数年前に基礎研修Ⅰを受けたけどその後が続かなかった」という人も基礎課程修了のチャンスです！

こちらも詳しい案内を同封しましたのでご覧ください。

なお、社会福祉士であれば会員でなくても受講できます。

お申し込みお待ちしております！

～事務局から～

2016年度会費引落について

2016年度本会会費の引落は4月12日(火)です。引落手数料は110円に消費税を加えた118円です。口座の残高のご確認をお願いいたします。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacs.jp/>) をご確認ください。

日時(曜日)	事業名・研修名	会場	備考
3月5日(土)	第7回理事会	長野県食糧会館2F	
3月17日(木)	南信地区(南信州ブロック)学習会	さんとぴあ飯田	
平成28年度			
4月1日(金)	公益社団法人 長野県社会福祉士会	登記(予定)	
4月23日(土)	監査及び第1回理事会	長野県食糧会館2F	

◎ 入会状況(平成28年1月末現在) * 会員数: 1,057名(男性会員: 481名 女性会員: 576名) 入会率: 31.86%

編集後記

3大ニュース、年男・年女として一言…人それぞれで楽しいですね。今年「心身堅固・開運満足」と書き初めた私。眺める度「今年に限った心構えや抱負じゃないぞ～」と自分にツッコミを入れています。年度初めて書き直そうかしら。

(J・N)